

★「議員提出条例案」と「関係法令等」との照合

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(目的) 第1条 この条例は、太陽光発電施設が自然環境及び生活環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第2条 本市の自然環境及び生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、市民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。</p> <p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る柱その他規則で定める設備を除く。)をいう。 (2) 特定施設 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設(次のいずれかに該当するものを除く。)をいう。 ア 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの イ 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの (3) 特定事業 次に掲げる事業をいう。 ア 特定施設の設置(設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。)を行う事業 イ 特定施設を維持管理する事業 ウ 特定施設の廃止(電気事業者その他の者への電気の供給を終了することをいう。)に関する事業(特定施設の撤去その他の特定施設を廃止した後に必要となる措置を含む。以下同じ。) (4) 事業者 特定事業を実施する者(国、地方公共団体その他規則で定める者を除く。)をいう。 (5) 事業区域 特定事業の用に供する土地の区域をいう。 (6) 周辺関係者 特定事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。</p>	<p>【飯塚市自然環境保全条例】 〔目的〕 第1条 この条例は、自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とする。</p> <p>【飯塚市自然環境保全条例】 〔定義〕 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事業 次に掲げる事業をいう。 ア 森林を開発する事業 イ 岩石及び砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ。)を採取する事業 ウ 土砂(岩石及び砂利を含む。)による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 エ 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 オ アからエまでに掲げるもののほか、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める事業 (2) 事業者 事業を行おうとする者又は行っている者をいう。 (3) 周辺住民 事業計画地が所在する自治会(事業計画地に隣接する自治会を含む。)の区域に居住する者をいう。</p> <p>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】 〔定義〕 第2条 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。 2 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。 3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。 1 太陽光 2 風力 3 水力</p>	<p>『市民の安全な生活環境を守る』という目的は、同じである。</p> <p>市条例は、太陽光発電事業に特化した条例ではないものの、全国的な状況を見れば、森林を開発して発電事業を行うことが多く、事業実施に関するもの及び事業者等についての定義は、市条例第2条に規定されている。 合わせて、太陽光発電を含む再生可能エネルギーに関する定義については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定されている。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(7) 大規模特定事業 特定事業のうち、事業区域の面積が 5 ヘクタール以上のものをいう。</p>	<p>4 地熱</p> <p>5 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。第9条第5項及び第7項において同じ。)</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの</p> <p>4 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者(以下単に「一般送配電事業者」という。)、同項第11号の3に規定する配電事業者(以下単に「配電事業者」という。))及び同項第13号に規定する特定送配電事業者(以下単に「特定送配電事業者」という。)をいう。</p> <p>5 この法律において「特定契約」とは、第9条第4項の認定(第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)と電気事業者が締結する契約であって、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)に係る第3条第2項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間(当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。</p>	

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(市の責務) 第4条 市は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(事業者の責務) 第5条 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次項及び第3項に定めるもののほか、関係法令を遵守するとともに、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、施設基準（次に掲げる事項について規則で定める基準をいう。）に従わなければならない。</p> <p>(1) 特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項 (2) 特定施設の構造の安全性に関する事項 (3) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項 (4) 特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後において行う措置に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要があると認められる事項</p> <p>3 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定施設の維持管理に要する費用 (2) 特定施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（以下「廃棄等費用」という。）その他の特定施設の廃止に要する費用</p>	<p>【飯塚市自然環境保全条例】 〔市の責務〕 第3条 市は、自然環境の保全及び安全な生活環境を守るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。</p> <p>2 市は、この条例の施行に関し、情報の公開に努めなければならない。</p> <p>【飯塚市自然環境保全条例】 〔事業者の責務〕 第4条 事業者は、前条第1項の施策に協力し、周辺住民に対する当該事業の説明に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、常に生活環境の安全に影響が生じないように注意するとともに、その影響が生じ、又はそのおそれがあるときは、自らの責任において、直ちに適切な措置を講じなければならない。</p> <p>【再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則】 〔認定基準〕 第5条 法第9条第3項第1号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>3 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。</p> <p>14 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令(条例を含む。次項第1号及び次条第3号に該当するものを除く。)の規定を遵守するものであること。</p> <p>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】 〔解体等積立金の積立て〕 第15条の6 経済産業大臣は、交付対象区分等及び特定調達対象区分等のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの(以下この節において「積立対象区分等」という。)を指定することができる。</p> <p>2 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。</p> <p>【電気事業法】 〔事業用電気工作物の維持〕 第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>1 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。 2 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。</p>	<p>目的にのっとり、関係法令に必要な措置(施策)を実施することは同じである。</p> <p>かつ、市条例には「情報の公開」に努めるよう、さらに規定されている。</p> <p>事業者は、関係法令を遵守することはもとより、事業実施にあたり、周辺住民の生活環境の安全に影響が生じないよう適切な措置を講じることは同じであると考ええる。</p> <p>また、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等に基づき、事業認定を受ける場合は、関係法令を遵守すること、適切な維持管理体制の整備が必要であること、解体等に要する費用(廃棄等費用)の積立義務について規定されている。</p> <p>なお、構造の安全性に関しては、電気事業法に基づき、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないこと等が規定されている。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(市民の責務) 第6条 市民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(禁止区域) 第7条 市長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全のため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定することができる。 2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと市長が判断した場合は、その限りではない。</p>	<p>【飯塚市自然環境保全条例】 <b>(市民の責務)</b> 第5条 市民は、第3条第1項の施策に協力しなければならない。</p> <p>【宅地造成及び特定盛土等規制法】 <b>(特定盛土等規制区域)</b> 第26条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者(第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。 3 第1項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。 4 都道府県知事は、第1項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。 5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。 6 第1項の指定は、第4項の公示によつてその効力を生ずる。</p>	<p>市民は『市の施策等に協力する』という目的は、同じであるが、市条例は義務としている。</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、都道府県知事は、特定盛土等規制区域を指定することができる、と規定されており、その場合は、関係市町村長の意見を聞かなければならない、と規定されている。 この法律は、令和4年5月27日に公布され、1年以内に施行されることとなっているが、盛土等防災対策検討会において、太陽光発電や風力発電の設置を目的とした「盛土」についても、規制対象となると示されている。 また、規制区域内で盛土行為を禁止することについては、財産権の保護の関係上、禁止する区域を設けることは困難であると示されている。</p>



議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(区域の指定)</p> <p>第8条 前条に規定する禁止区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域</p>	<p><b>【地すべり等防止法】</b></p> <p><b>〔地すべり防止区域の指定〕</b></p> <p>第3条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。</p> <p><b>〔行為の制限〕</b></p> <p>第18条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</li> <li>2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</li> <li>3 のり切又は切土で政令で定めるもの</li> <li>4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</li> </ol> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。</p> <p><b>【地すべり等防止法施行令】</b></p> <p><b>〔地すべり防止区域内における制限行為〕</b></p> <p>第5条 法第18条第1項第3号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあつてはのり長3メートル以上のものとし、切土にあつては直高2メートル以上のものとする。</p>	<p>地すべり防止法に基づき、地すべり防止区域内で、当該法令に規定する行為を行う場合は、都道府県知事の許可を必要とし、行為の内容によっては許可をしてはならない、と規定されている。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</p>	<p><b>【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律】</b>  <b>〔急傾斜地崩壊危険区域の指定〕</b>  第3条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第7条第1項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。</p> <p><b>〔行為の制限〕</b>  第7条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</li> <li>2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</li> <li>3 のり切、切土、掘さく又は盛土</li> <li>4 立木竹の伐採</li> <li>5 木竹の滑下又は地引による搬出</li> <li>6 土石の採取又は集積</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</li> </ol> <p>2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。</p> <p><b>【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令】</b>  <b>〔法第7条第1項ただし書の政令で定める行為〕</b>  第2条 法第7条第1項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採</li> <li>7 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 長さが3メートル以下ののり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの</li> <li>ロ 高さが50センチメートル以下の切土又は深さが50センチメートル以下の掘削で、急傾斜地の下端から2メートル以上離れた土地で行うもの</li> <li>ハ 高さが2メートル以下の盛土</li> <li>ニ 木竹の滑下又は地引による搬出</li> </ol> </li> <li>8 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 前号イに掲げる行為</li> <li>ロ 高さが50センチメートル以下の切土又は深さが50センチメートル以下の掘削で、水の浸透又は停滞を増加させないもの</li> </ol> </li> </ol>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域内で、当該法令に規定する行為を行う場合は、都道府県知事の許可を必要とし、知事は許可に条件を付することができる、と規定されている。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</p> <p>(4) 自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められるものとして、規則で定める区域</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める区域</p> <p>(事前協議) 第9条 事業者は、第11条第1項の規定による許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業に関する計画について市長と協議しなければならない。</p>	<p>【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】 〔土砂災害特別警戒区域〕</p> <p>第9条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。</p>	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事は急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地で、一定の開発行為の制限をすべき土地については、土砂災害特別警戒区域として指定することができる、と規定されている。</p> <p>憲法第29条における「財産権」の観点から、個人等が所有する土地について禁止区域を指定することは困難であると考える。</p> <p>事前協議については、現在、市内で太陽光発電事業等を行う場合、事業者は、関係法令の確認等のため、市と事前協議を行っており、関係部署との情報共有も図っている。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(周辺関係者への説明)</p> <p>第10条 事業者は、次条第1項又は第13条第1項の規定による許可の申請をしようとする場合は、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催するなど当該事業計画に関する計画（以下「事業計画」という。）に関する周知について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の周知を行うにあたっては、事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p><b>【飯塚市自然環境保全条例】</b></p> <p><b>〔説明会〕</b></p> <p>第11条 第7条又は第8条の届出を行った事業者は、前条の閲覧期間内に、周辺住民に対して当該届出に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、事業計画を中止した場合その他規則で定める場合はこの限りでない。</p> <p>6 事業者は、説明会において、参加者の十分な理解が得られるように努めなければならない。</p> <p>8 事業者は、説明会の終了後、速やかにその内容を記録した報告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p><b>【事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)】</b></p> <p><b>第1章 総則 (1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け)</b></p> <p>事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)は、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項(努力義務)について、それぞれの考え方を記載したものである。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法第12条(指導・助言)、第13条(改善命令)、第15条(認定の取消し)に規定する措置が講じられることがあることに注意されたい。なお、努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、再エネ特措法第12条(指導・助言)等の対象となる可能性がある。</p> <p><b>第2章 適切な事業実施のために必要な措置 (2. 地域との関係構築)</b></p> <p>地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。</p>	<p>市条例では、説明会の実施及びその報告書の提出を義務付けている。</p> <p>また、参加者(周辺住民含む)の理解を得ることを努力義務に規定している。</p> <p>なお、太陽光発電ガイドライン(経済産業省)に基づき、地域住民とのコミュニケーションを図るよう、努力義務に規定している。これを怠った場合は、FIT法に基づき、指導・助言の対象となる可能性がある、とされている。</p>



議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(特定事業の実施に係る許可)</p> <p>第11条 事業者は、特定事業を実施しようとするときは、特定施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画が記載された書類(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添付した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)</p> <p>(2) 特定施設の設置に着手する予定日及び特定施設の設置が完了する予定日</p> <p>(3) 事業区域の所在地及び面積</p> <p>(4) 特定施設の設置に係る工事の設計</p> <p>(5) 特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後の措置の方法</p> <p>(6) 特定事業に係る資本費(特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。)及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項(いずれも大規模特定事業に係る事業計画書に限る。)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p><b>【飯塚市自然環境保全条例】</b></p> <p><b>〔届出〕</b></p> <p>第7条 計画面積が1,000平方メートル以上の事業を行おうとする者は、当該事業を開始する前に、事業計画を市長に届け出なければならない。</p> <p><b>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</b></p> <p><b>〔再生可能エネルギー発電事業計画の認定〕</b></p> <p>第9条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業(以下「再生可能エネルギー発電事業」という。)を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画(以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>1 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること</p> <p>2 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>3 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p>4 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 法人であって、その役員のうちイに該当する者があるもの</p> <p>5 再生可能エネルギー発電設備が第4条第1項の規定による指定をした交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 申請が第5条第2項第8号又は同条第4項第8号に掲げる期限までに行われたものであること。</p> <p>ロ 第6条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。</p> <p>ハ 申請者が第7条第7項の規定による通知を受けた者であること。</p> <p>6 再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等の方法が適正なものであること。</p> <p>7 前項に規定する事項が記載されている場合においては、当該事項が再生可能エネルギー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準として経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p><b>【森林法】</b></p> <p><b>〔開発行為の許可〕</b></p> <p>第10の2 地域森林計画の対象となつている民有林において開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>届出と許可の違いはあるものの、事業実施前に事業計画書を提出させることは同じである。</p> <p>また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができ、当該事業計画において、要件のいずれにも適合すると認められる場合、当該大臣は認定するものとする、と規定されている。</p> <p>なお、地域森林計画対象の民有林において、1ヘクタール以上の開発行為を行う場合は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない、と規定されている。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
	<p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>1 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>1の2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>2 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>3 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。</p> <p>【森林法施行令】 〔開発行為の規模〕</p> <p>第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。</p>	

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(許可の基準等)</p> <p>第12条 市長は、前条第1項の許可に係る申請があつた場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 事業計画の内容が第5条第2項に規定する施設基準に適合していること。</p> <p>第5条</p> <p>2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、施設基準（次に掲げる事項について規則で定める基準をいう。）に従わなければならない。</p> <p>(1) 特定施設の設置に伴う災害の発生防止に関する事項</p> <p>(2) 特定施設の構造の安全性に関する事項</p> <p>(3) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項</p> <p>(4) 特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後において行う措置に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要があると認められる事項</p>	<p>【森林法】</p> <p>〔開発行為の許可〕</p> <p>第10の2 地域森林計画の対象となつている民有林において開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>1 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>【電気事業法】</p> <p>〔事業用電気工作物の維持〕</p> <p>第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>1 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。</p> <p>2 事業用電気工作物は、他の電气的設備その他の物件の機能に電气的又は磁气的な障害を与えないようにすること。</p> <p>3 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。</p> <p>【再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則】</p> <p>〔認定基準〕</p> <p>第5条 法第9条第3項第1号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>3 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。</p> <p>14 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令(条例を含む。次項第1号及び次条第3号に該当するものを除く。)の規定を遵守するものであること。</p> <p>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</p> <p>〔解体等積立金の積立て〕</p> <p>第15条の6</p> <p>2 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。</p> <p>【事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)】</p> <p>第5節 撤去及び処分(リサイクル、リユース、廃棄)</p> <p>① 事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕</p>	<p>条例提出案第5条第2項に規定する『災害の発生防止』に関することは森林法に基づき、土砂の流出又は崩落その他災害を発生させるおそれがないこと、『構造の安全性』に関することは、電気事業法に基づき、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないこと等が規定されている。</p> <p>また、『施設の維持管理』に関することは、再エネ特措法に基づき、維持管理するために必要な体制を整備し、実施することが規定されており、『施設の廃止後の措置』に関することは、再エネ特措法等に基づき、解体等の費用を積み立て、廃棄物処理法等の関係法令を遵守すること等が規定されている。</p>



議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(2) 大規模特定事業にあつては、第19条第1項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。</p> <p>2 市長は、前条第1項の許可に、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のため必要な条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、前条第1項の許可の申請に対して、許可の決定又は許可をしない決定をしたときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。</p>	<p><b>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</b></p> <p><b>〔解体等積立金の積立て〕</b></p> <p>第15条の6 経済産業大臣は、交付対象区分等及び特定調達対象区分等のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの(以下この節において「積立対象区分等」という。)を指定することができる。</p> <p>2 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。</p> <p>3 前項の規定による解体等積立金の積立ては、推進機関にしなければならない。</p> <p><b>〔積立金管理業務規程〕</b></p> <p>第15条の14 推進機関は、積立金管理業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る積立金管理業務規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>1 積立金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>3 認定事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>3 経済産業大臣は、第1項の認可をした積立金管理業務規程が積立金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その積立金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p><b>〔解体等積立金の運用〕</b></p> <p>第15条の15 推進機関は、次の方法によるほか、解体等積立金を運用してはならない。</p> <p>1 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有</p> <p>2 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>3 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託</p>	<p>解体等積立金に関しては、2022年の改正FIT法により、経済産業大臣が認可した推進機関への積立てが義務化され、当該積立金については推進機関が運用することと規定されていることから、認定事業者が積立てる解体等費用は、当該推進機関によって管理されるものとする。</p> <p>※10kw以上の電気事業者に解体等費用の積立が義務付けられている。</p>



議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(事業計画の変更の許可等)</p> <p>第13条 第11条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に伴い生じる工事に着手する前に、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 特定施設の設置に係る規則で定める軽微な変更</p> <p>(2) 特定施設の維持管理の方法に係る変更</p> <p>(3) 特定施設を廃止した後の措置の方法に係る変更</p> <p>2 許可事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 第11条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	<p>【飯塚市自然環境保全条例】</p> <p>〔事業計画の変更等〕</p> <p>第8条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</p> <p>〔再生可能エネルギー発電事業計画の変更等〕</p> <p>第10条 認定事業者は、前条第2項第3号から第7号までに掲げる事項若しくは同条第3項に規定する事項を変更しようとするとき又は同項に規定する事項を追加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 認定事業者は、前条第2項第1号、第2号又は第8号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 前条第4項(第5号イ及びハを除く。)から第6項までの規定は、第1項の認定について準用する。</p> <p>5 前条第6項の規定は、第3項の規定による届出について準用する。</p>	<p>事業計画書届出後に変更等があった場合に、届出を行うことは同じである。</p> <p>また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、事業計画の変更等を行う場合は、経済産業大臣の認定を受けなければならない、と規定されている。</p>
<p>(特定施設の設置の完了に係る検査)</p> <p>第14条 許可事業者は、特定施設の設置(前条第1項の変更に伴い生じる工事を含む。)が完了したときは、規則で定めるところにより、その特定施設の設置が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、市長の検査を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の検査の結果、特定施設の設置が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を許可事業者に通知するものとする。</p> <p>3 許可事業者は、前項の通知を受ける前に許可に係る特定施設を稼働させて電気事業者その他の者に電気を供給してはならない。</p>	<p>【飯塚市自然環境保全条例施行規則】</p> <p>〔完了届〕</p> <p>第14条 届出を行った事業者は、当該届出に係る事業を完了したときは、速やかに事業完了届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</p> <p>〔認定の失効及び取消しに伴う措置〕</p> <p>第15条の12 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定計画について、第14条(第1号に係る部分に限る。)の規定により第9条第4項の認定の効力が失われたとき又は第15条の規定により同項の認定が取り消されたときは、当該認定計画に係る旧認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことに付いて経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p>	<p>許可と届出の違いはあるものの、市条例施行規則に基づき、事業完了後に完了届を提出する規定がある。</p> <p>それを受けて、関係職員において現地確認等を実施している。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電設備の認定の効力が失われたとき又は、認定が取り消されたときは再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、経済産業大臣の確認を受けなければならない、と規定されている。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(許可の取消し)</p> <p>第15条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第11条第1項及び第13条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な手段により、第11条第1項又は第13条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第11条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第11条第1項又は第13条第1項の許可に係る事業計画に従わないで特定事業を実施したとき。</p> <p>(4) 第11条第1項又は第13条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに特定施設の設置に着手しなかったとき。</p> <p>(5) 第11条第1項又は第13条第1項の許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに前条第1項の規定に基づく検査を受けなかったとき。</p> <p>(6) 前条第1項の特定施設の設置の完了に係る検査を受けないで、又は同条第2項の通知を受けないで許可に係る特定施設を稼働させて電気事業者その他の者に電気を供給したとき。</p> <p>(7) 第19条第1項の規定による保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせずに大規模特定事業を実施したとき。</p> <p>(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに大規模特定事業を実施したとき。</p> <p>(特定施設設置完了後の定期報告)</p> <p>第16条 事業者は、特定施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前年度の特定施設に係る維持管理の状況</p> <p>(2) 特定施設を廃止した後の措置の方法</p> <p>(3) 第5条第3項各号に掲げる費用の確保の状況</p> <p>2 大規模特定事業を実施する事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の報告は、特定施設を廃止した後に必要となる措置が完了するまで行わなければならない。</p>	<p><b>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</b></p> <p><b>〔改善命令〕</b></p> <p>第13条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p><b>〔認定の取消し〕</b></p> <p>第15条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第4項の認定を取り消すことができる。</p> <p>1 認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。</p> <p>2 認定計画が第9条第4項第1号から第4号までのいずれかに適合しなくなったとき。</p> <p>3 認定事業者が第13条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>4 認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、認定事業者が第15条の6第2項又は第15条の11の規定による積立てをしていないとき。</p> <p><b>【事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)】</b></p> <p><b>第5節 撤去及び処分(リサイクル、リユース、廃棄)</b></p> <p>出力10KW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加するように努めること。</p> <p><b>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</b></p> <p><b>〔報告徴収及び立入検査〕</b></p> <p>第52条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、推進機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>事業認定取消しに関しては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、認定計画に従って発電事業を行っていない場合など、経済産業大臣は認定を取消することができる、と規定されている。</p> <p>また、損害賠償責任保険への加入に関しては、2020年4月より、事業計画策定ガイドラインにおいて、火災保険・地震保険等への加入が努力義務であるが、今後、保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、遵守義務化の検討を進めていることが明記されている。</p> <p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、経済産業大臣は、認定事業者に対して発電設備の状況等に関して報告させることができ、推進機関に対しては、積立金管理業務等について報告させることができることから、解体等費用の確保の状況等も確認できるものと考えられる。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(廃止の届出)</p> <p>第 17 条 事業者は、特定施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の 30 日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき特定施設及び事業区域の廃止後において行う措置を適切に行うとともに、特定施設の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して 30 日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 事業者は、その特定施設を廃止しようとするときは、特定施設の解体、撤去及び廃棄その他規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p><b>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</b>  <b>【認定の失効及び取消しに伴う措置】</b>  第15条の12 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定計画について、第14条(第1号に係る部分に限る。)の規定により第9条第4項の認定の効力が失われたとき又は第15条の規定により同項の認定が取り消されたときは、当該認定計画に係る旧認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p> <p><b>【再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則】</b>  <b>【認定基準】</b>  第 5 条 法第 9 条第 3 項第 1 号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。  3 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。  14 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令(条例を含む。次項第 1 号及び次条第 3 号に該当するものを除く。)の規定を遵守するものであること。</p> <p><b>【事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)】</b>  <b>【第5節 撤去及び処分(リサイクル、リユース、廃棄) 2.事業終了後の撤去・処分の実施】</b>  ① 事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号、第 14 号〕</p>	<p>特定施設の廃止(認定の失効及び取消)に関しては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、発電設備の解体等を完了させた段階で、経済産業大臣の確認を受けなければならない、と規定されている。</p> <p>特定施設を廃止し、解体・撤去及び廃棄する場合は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に基づき、廃棄物処理法等の関係法令を遵守する規定があり、その詳細については、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に規定されている。</p>



議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(特定事業の承継)</p> <p>第 18 条 事業者より特定事業の全部を譲り受けた者は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>2 事業者について特定事業の全部の相続、合併又は分割（特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により特定事業の全部を承継した法人は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>3 前 2 項の規定により事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るとともに、土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>(大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理)</p> <p>第 19 条 事業者（第 13 条第 1 項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者及び第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第 23 条までにおいて同じ。）は、大規模特定事業の実施に当たっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。ただし、他の法律に基づく廃棄等費用の積立制度の適用を受ける場合はこの限りではない。</p> <p>2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。</p> <p>(1) 事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に、発電出力 1 キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 67 条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 1 項に規定する調達価格をいい、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のものをいう。以下同じ。）の算定に用いたものをいう。）の 100 分の 5 に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和 2 年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあっては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に 1 キロワット当たり 1 万円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費（第 11 条第 3 項第 6 号に規定するものをいう。）の 100 分の 5 に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額</p> <p>3 第 1 項の規定により保証金を預入した者は、第 11 条第 1 項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあっては当該許可を受けるまで</p>	<p>【飯塚市自然環境保全条例】</p> <p>〔事業の譲渡等〕</p> <p>第 9 条 事業者が他の者に事業の全部若しくは一部を譲り渡し、若しくは委託したとき、又は事業者に変更があったときは、譲り受けた者、受託した者又は変更後の事業者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>【福岡県森林法施行細則】</p> <p>〔地位承継の届出〕</p> <p>第 10 条 開発行為の完了前に開発行為者の地位の承継をしたときは、当該地位を承継した者は、当該承継をした日から 15 日以内に、林地開発行為者地位承継届出書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</p> <p>〔解体等積立金の積立て〕</p> <p>第 15 条の 6 経済産業大臣は、交付対象区分等及び特定調達対象区分等のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの（以下この節において「積立対象区分等」という。）を指定することができる。</p> <p>2 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。</p> <p>3 前項の規定による解体等積立金の積立ては、推進機関にしなければならない。</p> <p>4 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。</p> <p>〔積立金管理業務規程〕</p> <p>第 15 条の 14 推進機関は、積立金管理業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る積立金管理業務規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>1 積立金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>3 認定事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>3 経済産業大臣は、第 1 項の認可をした積立金管理業務規程が積立金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その積立金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>事業を譲渡した場合等は、市長に届出を行うこととしている。</p> <p>また、福岡県森林法施行細則第 10 条においては、地位を継承した場合は、承継した日から 15 日以内に、知事に届出書を提出する規定がある。</p> <p>2022 年の改正 FIT 法により、10KW 以上の認定事業者は、経済産業大臣が認可した推進機関への積立てが義務化され、当該積立金については推進機関が運用することと規定されていることから、認定事業者が積立てる解体等費用は、当該推進機関によって管理されるものと考えられる。</p> <p>※FIT 認定以外の太陽光発電設備についても、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、撤去及び処分を行わなければならない。</p>



議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>に、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。</p> <p>4 第13条第1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第11条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第18条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第3項の規定の適用については、同項中「第11条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者」にあっては当該許可を受けるまでに」とあるのは、「第18条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあっては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあっては第18条第3項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第1項から第4項までの規定は、既に大規模特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第13条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。</p>	<p><b>【解体等積立金の運用】</b>  <b>第15条の15 推進機関は、次の方法によるほか、解体等積立金を運用してはならない。</b>  1 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有  2 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金  3 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託</p> <p><b>【電気事業法(推進機関に関すること)】</b>  <b>【目的】</b>  <b>第28条の4 広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。</b></p> <p><b>【加入義務等】</b>  <b>第28条の11 電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。</b>  4 電気事業者は、推進機関に加入した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p><b>【監督命令】</b>  <b>第28条の56 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、推進機関に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。</b></p> <p><b>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)】</b>  <b>【事業者の責務】</b>  <b>第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</b>  <b>【事業者及び地方公共団体の処理】</b>  <b>第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。</b></p>	

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保等に係る公表)</p> <p>第20条 市長は、前条の規定に基づき事業者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。</p>	<p><b>【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】</b></p> <p><b>【再生可能エネルギー発電事業計画の認定】</b></p> <p>第9条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業(以下「再生可能エネルギー発電事業」という。)を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画(以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>⑥ 再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等の方法が適正なものであること。</p> <p>⑦ 前項に規定する事項が記載されている場合においては、当該事項が再生可能エネルギー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準として経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p>6 経済産業大臣は、第4項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち<b>経済産業省令で定めるものを公表するものとする。</b></p> <p><b>【廃棄等費用積立ガイドライン】</b></p> <p><b>第4節 その他</b></p> <p>① 経済産業大臣は、改正再エネ特措法第9条第4項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち<b>経済産業省令で定めるものを公表するものとする。</b>(改正再エネ特措法第9条第6項)</p>	<p>廃棄等の積立方法等に関する情報については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、事業計画認定情報として公表することとなっている。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(保証金の使途)</p> <p>第 21 条 保証金は、事業者が第 28 条に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認める場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条又は同法第 3 条第 3 項の規定により災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、保証金は、事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の 5 第 1 項又は同法第 19 条の 6 第 1 項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、同法第 19 条の 8 第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号の規定に該当すると認める場合は、当該保証金を市が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。</p> <p>3 市長は、前 2 項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。</p> <p>4 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法の規定の例によるものとする。</p> <p>(質権設定契約の解除等)</p> <p>第 22 条 市は、次に掲げる場合には、第 19 条第 3 項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。</p> <p>(1) 第 12 条第 3 項（第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。</p> <p>(2) 第 13 条第 1 項の規定に基づく事業計画の変更により、変更後の特定事業が大規模特定事業に該当しないこととなったとき。ただし、大規模特定事業を実施している場合にあっては、災害発生の防止のために必要な措置等がとられていると市長が認めるときに限る。</p> <p>(3) 第 15 条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。</p> <p>(4) 第 18 条第 1 項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第 19 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 3 項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。</p> <p>(5) 特定施設の廃止に関する事業を完了したとき。</p> <p>2 事業者は、特定施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物</p>		

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>の処理のために保証金を使用するとき、第13条第1項の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第19条第1項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。</p> <p>3 前項の規定による申入れがあった場合において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるとき（保証金の全額を減額する場合にあっては、特定施設の廃止に関する事業が完了したと認めるとき、又は完了する見込みであると認めるとき）は、保証金の減額をすることができる。</p> <p>4 市は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。</p> <p>（大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入）</p> <p>第23条 事業者は、大規模特定事業の実施に当たっては、特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該大規模特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。</p> <p>2 第13条第1項の規定に基づき変更後の事業計画により当該特定事業が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第18条第1項又は第2項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第1項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間」とあるのは「第18条第1項又は第2項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあっては特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、特定施設の設置に着手している場合にあっては事業者の地位を承継した日から特定施設を廃止する日までの間」と読み替えるものとする。</p>	<p>【事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)】</p> <p>第5節 撤去及び処分(リサイクル、リユース、廃棄)</p> <p>出力10KW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加するように努めること。</p>	<p>2020年4月より、事業計画策定ガイドラインにおいて、保険への加入が努力義務化されている。現在は努力義務であるが、今後、保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、遵守義務化の検討を進めていることが定められているため、今後の動向を注視する必要がある。</p>



議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(報告の徴収及び立入調査)</p> <p>第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第25条 市長は、災害の発生の防止、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>(勧告)</p> <p>第26条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(1) 第5条第2項の規定に違反して、施設基準に従わずに特定事業を実施している者</p> <p>(2) 第7条の規定に違反して、禁止区域を事業区域としている者</p> <p>(3) 第11条第1項又は第13条第1項の許可を受けずに、特定事業を実施している者</p> <p>(4) 第15条の規定により許可の取消しを受けた後も、特定事業を実施している者</p> <p>(5) 第16条の規定に違反して報告をせず、又は同条第1項各号に掲げる事項の報告について虚偽の報告をした者</p> <p>(6) 第19条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに大規模特定事業を実施している者</p> <p>(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに大規模特定事業を実施している者</p> <p>(8) 第24条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者</p> <p>(9) 第24条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(10) 特定施設若しくは事業区域の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であるために、災害が発生し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該事業区域で特定事業を実施している者</p>	<p>【飯塚市自然環境保全条例】</p> <p><u>〔報告及び立入調査〕</u></p> <p>第15条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために必要な限度において、事業者に報告を求め、又は当該職員に事業に係る土地への立入調査を行わせることができる。</p> <p>2 前項の立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>【飯塚市自然環境保全条例】</p> <p><u>〔指導及び勧告〕</u></p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し必要な指導又は勧告をすることができる。</p> <p>(1) 第7条の届出を怠った場合</p> <p>(2) 第7条の事業計画に明示されていない事業を行っている場合</p> <p>(3) 第11条第1項又は第5項の説明会を開催しない場合</p>	<p>市条例に基づく、報告及び立入調査については同じである。</p> <p>市条例に基づいて、指導・勧告することができることは同じである。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(公表) 第 27 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称を公表することができる。</p> <p>(命令) 第 28 条 市長は、第 26 条に規定する勧告を受けた者が、前条の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(規則への委任) 第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、公布の日から起算して 60 日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>(第 5 条第 2 項の施設基準の遵守に係る経過措置) 第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定施設の設置に着手している特定事業（特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、施行日から起算して 60 日を経過した日以後に事業計画の変更（第 13 条第 1 項ただし書の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第 5 条第 2 項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日以後は、第 5 条第 2 項に規定する施設基準の趣旨を考慮して、前項の規定の適用を受ける特定事業について、第 25 条の規定に基づく指導及び助言を行うことができるものとする。</p> <p>(第 5 条第 3 項の費用の確保に係る経過措置) 第 3 条 施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業に係る第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するように努めなければならない」とする。</p>	<p>【飯塚市自然環境保全条例】 〔必要な措置等〕 第 17 条 市長は、第 14 条第 4 項の求めに応じない場合は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p> <p>2 市長は、事業者が前項の命令に従わず、かつ、市民に重大な被害をもたらした場合は、安全な生活環境を守るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>〔公表〕 第 18 条 市長は、第 16 条の勧告に事業者が応じない場合又は次の各号に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。</p> <p>(1) 第 12 条第 5 項の規定による事業計画の変更の求めに応じない場合 (2) 第 15 条第 1 項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の調査を正当な理由なく拒み、若しくは妨げた場合 (3) 第 17 条第 1 項の命令に従わない場合</p>	<p>市条例に基づいて命令を行い、その命令に応じない場合に、その内容を公表することができることは同じである。</p>

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(第7条の禁止区域に係る経過措置)</p> <p>第4条 施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、施行日から起算して60日を経過した日以後に事業計画の変更(第13条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)が行われるまでの間は、第7条の規定は、適用しない。</p> <p>(第10条第1項の事業計画に係る経過措置)</p> <p>第5条 次条第2項の規定の適用を受ける特定事業については、施行日から起算して60日を経過した日において実際に事業者が有していた事業計画を第10条第1項に規定する事業計画であるとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 市長は、前項の施行日から起算して60日を経過した日において実際に事業者が有していた事業計画の内容を把握するため、第24条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。</p> <p>(第11条第1項の特定事業の実施に係る許可についての経過措置)</p> <p>第6条 第11条第1項の規定に基づく許可は、施行日から起算して60日を経過した日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。</p> <p>2 施行日から起算して60日を経過した日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、同項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。</p> <p>3 前項の規定により第11条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、施行日から起算して60日を経過した日以後に事業計画の変更(第13条第1項各号に掲げる変更を除く。)が行われるときは第13条第1項の規定による事業計画の変更の許可を受けなければならないものとする。</p> <p>4 第2項の規定により第11条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、施行日から起算して60日を経過した日以後に事業計画の変更(第13条第1項各号に掲げる変更に限る。)が行われるときは、第13条第2項の規定による届出は要しないものとする。</p> <p>5 第3項の規定により第13条第1項の規定による事業計画の変更の許可を受けた場合においては、その許可を受けた者は、第14条及び第15条の規定の適用に当たっては、許可事業者であるものとみなす。</p> <p>(第16条の特定施設設置完了後の定期報告に係る経過措置)</p> <p>第7条 第16条の規定は、特定施設の設置に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。</p>		

議員提出条例案	関係法令等	照合結果
<p>(第 17 条の特定施設の廃止に係る届出についての経過措置)</p> <p>第 8 条 第 17 条の規定は、特定施設の設置に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。ただし、施行日から起算して 30 日以内に特定施設を廃止しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(第 19 条の大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理に係る経過措置)</p> <p>第 9 条 施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、施行日から起算して 60 日を経過した日以後に事業計画の変更(第 13 条第 1 項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)が行われるまで間は、第 19 条の規定は、適用しない。</p> <p>(第 23 条の大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入に係る経過措置)</p> <p>第 10 条 施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、施行日から起算して 60 日を経過した日以降に事業計画の変更(第 13 条第 1 項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)が行われるまで間における第 23 条第 1 項の適用については、同項中「加入をしなければならない」とあるのは「加入をするよう努めなければならない」と、「加入をする」とあるのは「加入をするよう努める」とする。</p>		